

### 1.6.3. 都市計画マスタープラン

#### (1) (旧) 焼津市都市計画マスタープラン (平成 13 年)

- 大井川町と合併以前の平成 13 年に示された都市計画マスタープランでは、「海、山、川など豊かな自然が感じられる環境を大切にし、安心して、いつまでも住み続けられる都市。さらには海との係わりを活かし、活力ある海のまちをみんなでつくり、未来へ受け継いでいくことを目指します。」との理念を掲げている。
- 目標年次は、概ね 20 年後の平成 32 年におかれている。
- 都市づくりの目標は、以下のとおりである。
  - \* 安全で快適に暮らし続けることができるまち
  - \* 水や緑を活かした潤いと安らぎのあるまち
  - \* 水産や漁港を活用した個性と活気のあるまち
  - \* 市民とともにつくるまち
- 防災の方針を、「避難路や緊急輸送路、災害時の活動拠点などの防災施設の整備、中心市街地での避難ビルの設置、建物の不燃化や防災活動の充実などにより地震に強い都市形成を図る」として、地震対策及び治山・治水対策について具体的な方策を挙げている。
  - \* 地震対策
    - 幹線道路整備、空地確保、公園・緑地整備、津波避難ビル指定及び避難路確保等による防災性の向上
    - 災害時の活動を支える道路空間の形成
    - コミュニティ防災拠点の指定や広域的な避難地・防災基地の確保等、活動拠点の形成
    - 水のサービスの提供や復旧活動体制・設備の整備によるライフラインの確保
  - \* 治山・治水対策
    - 崖地近接移転事業等による治山事業
    - 流域単位での広域的な治水対策、河川の計画的な整備等による市街地の治水機能の向上

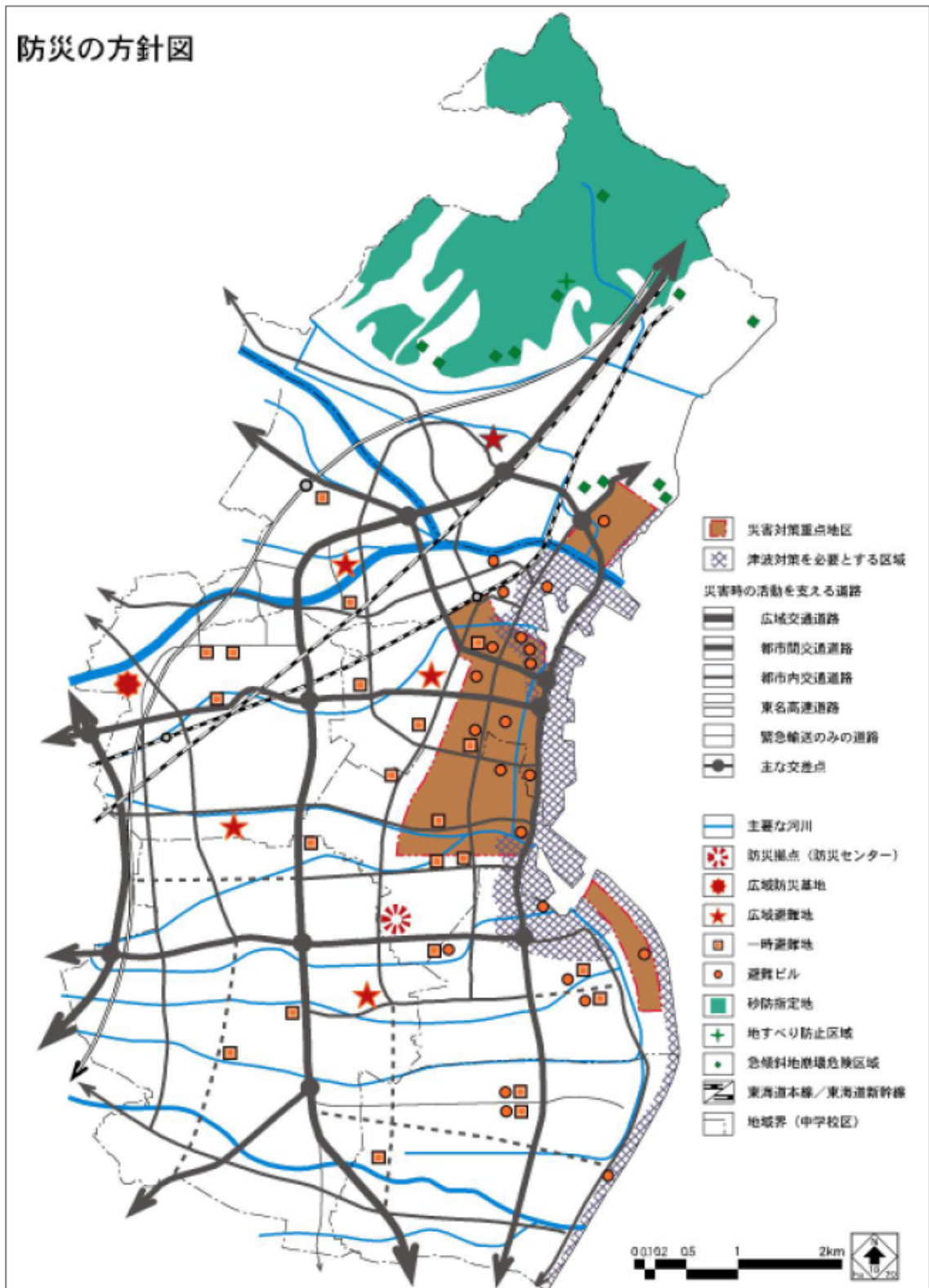


図 1.26 防災の方針図

## (2) (旧) 大井川町都市計画マスタープラン(平成15年9月)

- 焼津市と合併以前の平成15年に示された都市計画マスタープランでは、「共に生きるまち 共に創るまち おおいがわ ～私たちの知恵と汗で未来を拓く～」をめざすまちの姿として掲げている。
- 目標期間は概ね20年間であり、平成32年为目标年次とされている。
- めざすまちの姿を具現化するための基本目標は、以下のとおりである。
  - \* 人と人との支えあう笑顔に満ちた福祉のまち
  - \* 次代をはぐくむ向学・文化・スポーツのまち
  - \* 人と自然にやさしい安全・安心のまち
  - \* 交流と活力をうむ快適都市空間のまち
  - \* 創造性に満ちた活力ある産業のまち
- 防災については、「災害防止」、「災害時の安全性の確保等」、「災害後の円滑な復旧等」に視点を置き総合的に都市防災を推進していくことを基本的な考え方とし、以下の方針を掲げている。
  - \* 災害防止
    - 住宅や公共施設等の安全性を高めるための施策の充実を図る。
    - 既成市街地における狭隘道路等の都市基盤の改善や工業系用途と他用途建築物の混在解消及び緩衝帯の設置など、災害に強い都市構造のまちづくりを推進する。
    - 津波に対応した海岸部の防災施設の整備を推進する。
  - \* 災害時の安全性の確保等
    - 海岸部の防災センターや各避難地とネットワークする避難路、避難地の充実を図る。
    - 災害時に役場や消防施設と連携し、救助活動や復旧活動等の拠点となる防災拠点を町の中央部に整備する。
    - 特に、多くの人々が集まる中央道を軸とする一帯の避難機能の向上を図る。
    - 災害時における円滑な救助活動、物資の供給を行うため、特に避難地等とネットワークする幹線道路網の整備を推進する。
    - 災害時における地域内での相互扶助活動を強化していくため、地域防災計画の充実及び良好な地域コミュニティの形成に努める。
  - \* 災害後の円滑な復旧等
    - 代替性のあるライフラインの整備及び情報通信システムの充実を図る。
    - 公共施設等の整備にあたっては、施設周辺のゆとり空間の確保などを図る。また、民間施設にあっても、企業等の協力を得て、その確保を促進する。
  - \* その他
    - 公園、広場等の整備にあたっては、飲料、衛生用及び消火用に対応した緊急用の水源としても活用できるように、水を活かした環境づくりを推進する。



図 1.27 都市防災の基本方針図

## 1.6.4. 焼津市中心市街地活性化基本計画(平成 15 年度)

### (1) 計画策定の目的

- 計画は、本市の中心市街地が目指す方向性を示し、市街地の整備改善と商業等の活性化を一体的に推進するために必要な施策・事業を位置づけることを目的に策定したものである。

### (2) 中心市街地の区域

- 中心市街地の区域は、JR 焼津駅及び中心市街地商店街を中心とした約 101ha で設定されている。
- なお、焼津漁港は、漁港区域であり、焼津漁港利用計画で、利活用について検討中のため、計画の区域には含めず、焼津漁港利用計画との連携・調整を十分に図っていくこととしている。

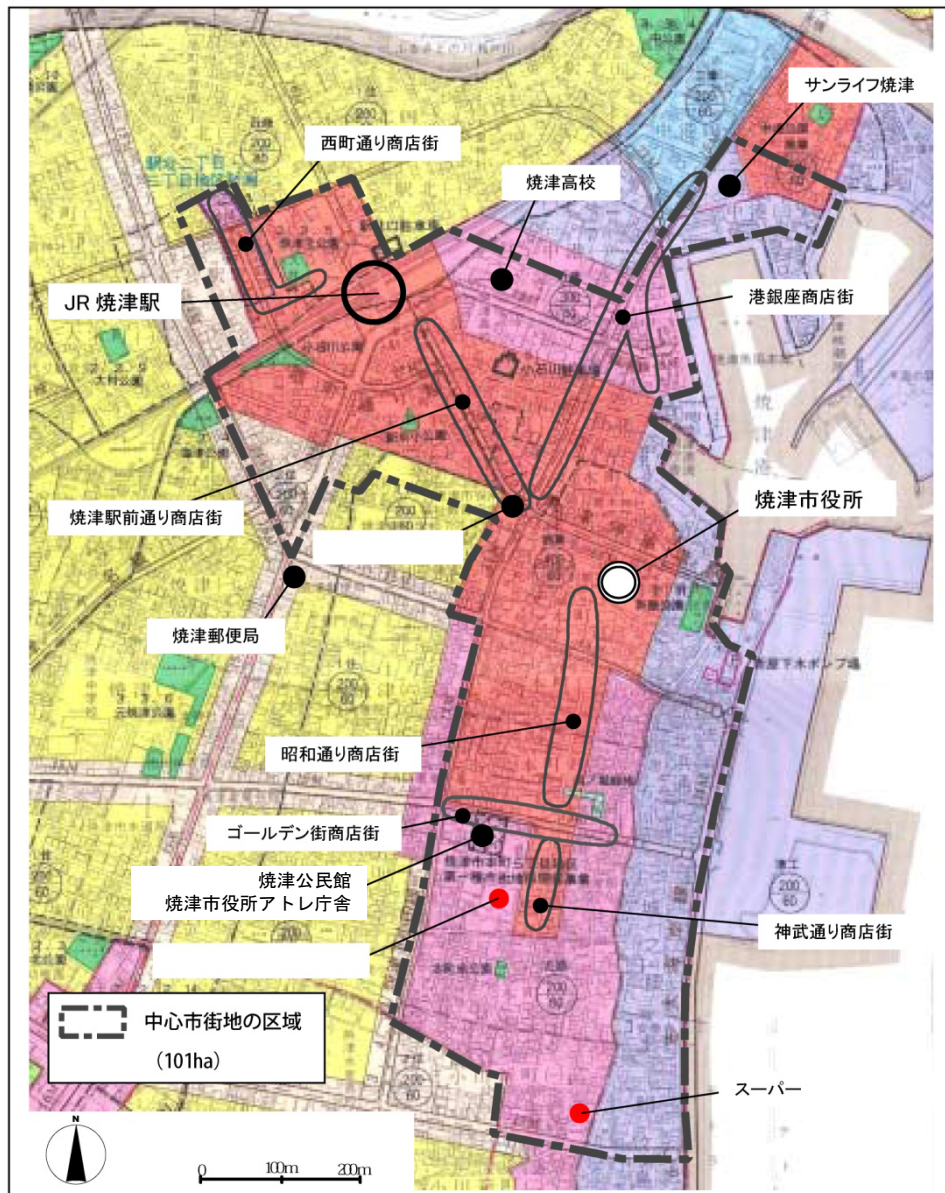


図 1.28 中心市街地の区域